ニュース&トピックス

News & Topics

「令和元年会社法改正―取締役関係の改正と企業統治 | 実施報告

法制委員会委員 稗田 さやか (60期)



2021年3月8日, Zoom 及び弁護士会館301会議 室にて,京都大学大学院 法学研究科の北村雅史 教授による,掲題の会員 対象講演会が開催された。 出席者は105名。

1 はじめに

2019 (令和元) 年に会社法が改正され,2021年3月1日から一部を除いて施行された。その中で,取締役に関する規定は,(1)取締役等への適切なインセンティブの付与を目的とする改正として,①報酬等に関する規律の見直し,②会社補償に関する規定の新設,③D&O保険等に関する規律の新設,(2)社外取締役の活用等を目的とする改正がされている。

北村教授は、充実したレジュメに沿って、改正内容について網羅的に説明されるとともに、改正の背景や議論の経過、解釈上の問題点や実務上の取扱いについても掘り下げて説明された。以下では、いくつかのトピックについて取り上げる。

2 報酬等の決定方針

監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)であって有価証券報告書提出会社又は監査等委員会設置会社は、原則として、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針(報酬の種類ごとの算定方法、報酬の種類ごとの額の割合、時期・条件、個人別報酬決定の再一任)を取締役会において決定しなければならない(361条7項)。報酬の側面から経営陣に対する監督機能を発揮させることがこの規定の趣旨である。

また、個人別の報酬の決定を代表取締役等に再一任する場合は、前述の会社に限らず、公開会社であれば、事業報告において開示することが必要である(施行規則121条6号の3)。

3 役員等のために締結される保険契約

役員等のために締結される保険契約に関する規定が新設され、当該契約のうち役員等賠償責任保険にあたるもの(D&O保険など)の内容の決定は、取締役会設置会社においては、取締役会の決議によるものとされた(430条の3第1項)。役員等賠償責任保険契約の内容の概要等は事業報告において開示する必要があるが(施行規則119条2号の2、121条の2)、保険者、保険料額、支払われた保険金額は開示項目ではない。

4 社外取締役に対する業務委託

株式会社と取締役の利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託できることとされた(348条の2第1項第2項)。具体例としては、マネジメントバイアウトや買収防衛策の発動などが挙げられる。取締役が「当該株式会社の業務を執行した」場合には、社外取締役の要件を満たさなくなるところ(2条15号イ)、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令により委託された業務を執行するのでない限り、委託された業務の執行は、同条号イの「株式会社の業務の執行」に該当せず、社外取締役の資格を失わせるものではない(同条3項)。

この業務の委託をしていることは事業報告の開示事項ではないものの、「株式会社の会社役員に関する重要な事項」(施行規則121条11号)や「各社外役員の当該事業年度における主要な活動状況」(同124条4号)に該当することはあるとの指摘がされた。

以上は一部の紹介にとどまるが、本講演は、取締役関係 の改正についてまとめて理解を深めることができる有意義な ものであった。